# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0	)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

#### 群馬国民年金 事案 644

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から49年3月まで

私は、国民年金に加入したとき、過去の未納分の保険料を全額納付することにより、20歳になった昭和47年\*月から加入(納付)したことにできると市の職員に言われ、後日、未納分の保険料を全額納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、国民年金の被保険者資格の種別変更及び厚生年金保険との切替手続も適切に行っており、国民年金に対する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 50 年6月に払い出されていること、及びオンライン記録により、昭和 49 年度の保険料が現年度納付されていることが確認できることから、加入手続は 50 年4月ごろと推認され、その時点では、申立期間については、過年度納付及び第2回特例納付により保険料を納付することが可能であった。

さらに、昭和 50 年4月に保険料を納付した場合の保険料額は、過年度保険料及び特例納付保険料の方が現年度保険料より低額であること、及びそれぞれの保険料の納付可能な期間を考えると、現年度保険料を納付しておりながら、過年度保険料及び特例納付保険料を納付しないのは不自然である。

加えて、申立人の母親は、申立人が国民年金の加入手続後、後日、保険料の納付に行ったと証言していることから、申立内容に信憑性が認められる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 45 年 3 月 9 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、50 年 9 月 26 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所 (当時) に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 45 年 3 月から同年 9 月までは 2 万 6,000 円、同年 10 月から 46 年 6 月までは 2 万 8,000 円、同年 7 月から 47 年 9 月までは 3 万 6,000 円、同年 10 月から 48 年 6 月までは 4 万 2,000 円、同年 7 月から 49 年 6 月までは 6 万円、同年 7 月から 50 年 7 月までは 7 万 2,000 円、同年 8 月は 9 万 2,000 円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年ごろから 50 年ごろまで

高校を卒業してすぐにA社に就職し、在職中に夫と知り合い結婚した。 その後、しばらくして退職したが、ねんきん定期便によると、同社にお ける厚生年金保険の加入記録が無かった。夫の記録はあるので厚生年金 保険の記録漏れではないかと思い、申立てをした。申立期間について厚 生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の生年月日(昭和26年\*月\*日)と相違している昭和26年\*月\*日であるものの、申立人の婚姻後の姓に記録訂正がなされている同姓同名の未統合の被保険者記録(昭和45年3月9日資格取得、50年9月26日資格喪失)が確認できる。

一方、申立人は、当時「戸籍上の生年月日が誤って届出されていることを知らずに、実際の生年月日である昭和 26 年\*月\*日を使用していた。」と申述している。

また、申立人は、退職する前に後継の事務担当として入社した同僚の氏

名を記憶しているところ、オンライン記録により、その同僚が昭和 49 年 8月24日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の夫のA社における被保険者原票によると、前述の未統合記録の被保険者資格喪失日である昭和50年9月26日と同一日に、その妻である申立人が被扶養者に認定されていることが確認できることから、申立人が、同社を退職し、夫の扶養に入ったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において未統合記録となっている被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和45年3月9日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、50年9月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、未統合記録であった申立人のA社に係る被保険者原票における記録から、昭和 45 年 3 月から同年 9 月までは 2 万 6,000 円、同年 10 月から 46 年 6 月までは 2 万 8,000 円、同年 7 月から 47 年 9 月までは 3 万 6,000 円、同年 10 月から 48 年 6 月までは 4 万 2,000 円、同年 7 月から 49 年 6 月までは 6 万円、同年 7 月から 50 年 7 月までは 7 万 2,000 円、同年 8 月については 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格取得日に係る記録を昭和37年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月31日から同年8月2日まで A社に昭和36年3月21日から平成19年8月30日まで勤務したが、 B本社に異動した昭和37年7月31日から同年8月2日までの期間が空 白になっている。1日の空白も無く勤務していたので、申立期間につい て厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し(A社C工場から同社B本社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和37年7月25日に転勤内示を受け、同年7月31日に転勤したと申述している上、当該事業所C工場における申立人の被保険者資格の喪失日が同年7月31日となっていることから同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 37 年8月の社会保険 事務所(当時)の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料 及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月1日まで

② 昭和20年9月1日から23年5月21日まで

年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みと記録されていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)と厚生年金保険被保険者 名簿の標準報酬月額に係る変更記録の一部が異なっており、双方の記録か ら計算される支給額は被保険者台帳(旧台帳)に記載されている支給額に は一致せず、その原因も不明であることを踏まえると、支給記録の支給額 にも疑義がうかがえるなど、申立人の年金記録の記録管理が適切に行われ ていたとは認め難い。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保 険者名簿及び被保険者台帳(旧台帳)の申立人の氏名は、申立人の戸籍と は相違しており、仮に、申立人が脱退手当金の請求手続を自ら又は委任す るとしても自分の氏名を間違えるとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 7 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年 7 月 21 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 40 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 12 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から19年7月21日まで

② 昭和34年4月から35年2月6日まで

A社に昭和 19 年 7 月 20 日まで勤務したが、18 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格喪失と記録されており、申立期間①の加入記録が無い。

また、B社に昭和34年4月から勤務したが、厚生年金保険の被保険 者資格取得日が35年2月6日と記録されており、申立期間②の加入記 録が無い。

両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。 (注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求 めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社の在籍証明書によると、申立人は、C職として昭和13年6月29日から19年7月20日までの期間において勤務していたことが確認できる上、同社を退職後就職したと申述しているところ、D省E局から提供された申立人のFに係る履歴書によると、申立人は同年8月1日にG職としてH地に集合したことが記録されている。

また、当該事業所は、「資料は保管されておらず、詳細は不明であるが、

在籍証明書どおりの手続を行った。」と証言している上、申立期間当時の同僚の一人は、「戦後に退職した。」と証言しているところ、昭和 20 年 9月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、同事業所においては、退職するまで厚生年金保険の記録が継続していることがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立期間①直前の当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿による標準報酬月額の記録から、40円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び 周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、申立期間②においてB社に勤務していたと申述しているものの、同社は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況は不明である。」と回答しており、同社の複数の同僚の証言からは、申立人の申立期間②における勤務期間を特定することができず、申立人の申立期間②における勤務実態や厚生年金保険料の適用状況等について確認することができない。

また、オンライン記録によれば、申立期間②のうち、昭和 35 年 1 月 14 日から同年 2 月 6 日までの期間において申立人は、別の事業所の厚生年金保険の被保険者として記録されている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)における申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、昭和51年10月及び同年12月から52年4月までは13万4,000円、同年5月は17万円、53年10月から54年1月まで、同年3月及び同年4月は19万円、55年9月は20万円に訂正することが必要である。

また、C社(現在は、D社)における申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、申立期間②のうち、昭和56年12月及び57年9月は24万円に訂正することが必要である。

なお、各事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月から56年2月4日まで

② 昭和56年2月4日から平成8年9月まで

ねんきん定期便で確認したところ、申立期間当時の標準報酬月額及び源泉控除された厚生年金保険料額が、自分が保有する給与明細書の金額と異なることが分かった。実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額が相違していることについて申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が保有する給

与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち、昭和51年10月及び同年12月から52年4月までは13万4,000円、同年5月は17万円、53年10月から54年1月まで、同年3月及び同年4月は19万円、55年9月は20万円に、申立期間②のうち56年12月及び57年9月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の各事業主による納付義務の履行については、各事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 各事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所 (当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料 及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和 51 年 7 月、同年 11 月、53 年 6 月及 び 56 年 1 月については、前述の給与明細書により、事業主が源泉控除 していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方として訂正すべき額が、オンライン記録の標準報酬月額以下であることから、特例法に基づく記録の訂正は行わない。
- 3 また、申立期間①のうち、昭和 51 年 7 月、同年 10 月から 52 年 5 月までの期間、53 年 6 月、同年 10 月から 54 年 1 月までの期間、同年 3 月、同年 4 月、55 年 9 月、56 年 1 月を除いた期間及び申立期間②のうち、56 年 12 月、57 年 9 月を除いた期間については、前述の給与明細書により、オンライン記録の標準報酬月額を超えて、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

このほか、当該期間に係る申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚 生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺資料は見当た らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 群馬国民年金 事案 645

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 3 月から同年 9 月までの期間及び同年 12 月から 12 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年3月から同年9月まで

② 平成11年12月から12年1月まで

私は、転職のため、長期にわたり収入の無い期間があり、経済的に苦しい状態だった。役場に相談の上、国民年金保険料免除の申請を行ったが、申立期間の保険料が未納とされ、申請免除となっていないことに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、無職無収入であり、国民年金保険料が免除されるべき状況にあったと主張しているが、当時の保険料について社会保険庁(当時)の通知に基づく免除基準では「被保険者本人、配偶者又は被保険者の属する世帯の世帯主のいずれかに、前年分(1月から3月までの間は前々年分)の所得税が課税されている場合は、当該被保険者の保険料は免除しないこと。」を原則的な取扱いとしており、審査対象となる平成9年分及び10年分の課税状況を厚生年金保険の標準報酬月額から推定すると、当該期間の申立人の所得は所得税が課税される水準にあったことがうかがわれ、申請免除を申請したとしても、当該免除を受けることができなかった可能性も否定できない。

また、申請免除は、年度を単位として申請及び承認が行われるため、仮に、申立期間①及び②の保険料がすべて免除されていたとすれば、申立人は3回の申請を行っていたはずであり、申立期間当時、役場へ行ったのは1度だけという申立人の申述とは整合しない上、3回にわたる申請免除の手続すべてにおいて、行政側の事務処理誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立期間の申請免除を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が申請免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 群馬国民年金 事案 646

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から37年3月までの期間、38年4月から39年1月までの期間及び同年12月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から37年3月まで

② 昭和38年4月から39年1月まで

③ 昭和39年12月から53年3月まで

申立期間①については、遠縁宅等で住み込みで働いていたので、親方が国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間②についても、店で住み込みで働いていて、親方が保険料を納付してくれた。申立期間③については、日雇い等の仕事をしていたが、保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、住み込みで働いていた事業所の 親方が保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたと する当時の親方やその親族の所在が確認できず、事情を聴取することがで きないことから、申立人の当時の保険料の納付状況等が不明である上、申 立人は、当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておら ず、国民年金手帳に関する記憶も無いと申述しているなど、申立人が住み 込みで働いていた事業所の親方が申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②当時のA町(現在は、B市)における国民年金被保険者名簿では申立人については不在者扱いとされており、当時同町において保険料を収納した形跡もうかがえない。

さらに、申立期間③について、申立人は、日雇い等であったが保険料を 納付していたとしているが、当時の保険料の納付場所、納付金額及び納付

方法等、納付状況に関する記憶が曖昧である上、当時Cに転居していたが 住所異動の手続を行っていないため、申立期間③の大部分については保険 料を納付することが困難であり、婚姻後のD村(現在は、D町)に住所が あった期間については、申立人自身、その妻が申立人の保険料を納付しな かったと申述している。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、 確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判 断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め ることはできない。

## 群馬国民年金 事案 647

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの期間及び 50 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から49年3月まで

② 昭和50年4月から同年9月まで

私が昭和 48 年 7 月に会社を退職した際、妻が、自宅を訪問した市役 所職員に勧められて国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を納付した。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、申立人は、申立期間①及び②直後の昭和49年4月から50年3月までの期間及び同年10月から51年6月までの期間の保険料を過年度納付しているのに対し、その妻は、申立人の申立期間①に当たる48年7月から49年3月までの保険料を過年度納付し、夫の納付期間と重なる時期を含む同年4月以降は、保険料を現年度納付していることが確認でき、夫婦一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張とは整合しない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえ ない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から同年5月10日まで

② 昭和40年3月21日から同年4月1日まで

昭和 36 年3月に高校を卒業してA社に入社し、40 年3月末まで勤務したが、資格取得日と資格喪失日が違っている。両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、高校を卒業後の昭和 36 年 4 月 1 日から A 社 B 所に勤務し、当初から厚生年金保険料が控除されていたと申述している。

しかしながら、当該事業所から提出された健康保険・厚生年金保険・ 失業保険被保険者台帳によると、申立人の入社日は昭和 36 年 3 月 13 日 で、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 5 月 10 日と記録されている ことから、申立人は卒業と同時に同事業所に入社し、勤務していること は確認できるものの、厚生年金保険の加入日はその 2 か月後であったこ とが確認できる。

また、当該事業所では、社会保険事務を本社で一括しているところ、 当時の社会保険事務担当者は「厚生年金保険の資格取得届及び喪失届に ついては、各所から提出されたものを役所に届けていた。人の出入りが 多かったことから試用期間はあったと思う。」と証言しており、現在の 担当者は「申立期間当時は2か月程度の試用期間を設けている者もいて、 これらの者については給与から厚生年金保険料を控除していなかっ た。」としている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は当該事業所に継続して勤務していたと申述しているものの、同事業所から提出のあった健康保険・厚生年金保険・失業保険被保険者台帳によると、申立人の同事業所における退職年月日は昭和 40 年 3 月 20 日と記録されている上、同事業所はこれ以外に当時の資料を保存していないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立人と同時期に在職した従業員の被保険者資格喪失日をオンライン記録により確認すると、40 人中 21 人が1日に喪失しているものの、申立人と同日の 21 日に喪失している者も4人おり、残りの 16 人については喪失日がまちまちであることから、当該事業所では従業員の退職日に基づいて被保険者資格を喪失させていた事情がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月26日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に継続して勤務していたと申述している。

しかしながら、当該事業所は「申立人は、昭和 61 年7月 25 日に退職し、同年7月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した。」としており、このことは同事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により確認できる上、申立人の同事業所における雇用保険の記録では、資格取得日が昭和 43 年2月1日、離職日が61 年7月 25 日とされており、厚生年金保険の記録と一致していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から42年5月1日まで 申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が 無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めて ほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時においてA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、事業主から提供されたB協会C本部が申立人を適任者として同社に差し向けた紹介書、申立人の具体的な申述内容及び同僚の証言から認められる。

しかしながら、前述の紹介書は昭和 41 年 12 月 21 日付けで作成されているところ、申立人を採用し社会保険の事務手続を行った当該事業所の元事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、当該事業所において申立人と同様に紹介書が保管され、同じ職務 内容の同僚は、紹介書の作成日から約5か月後に厚生年金保険の被保険者 資格を取得していることから、申立期間当時、同事業所においては、すべ ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった ことがうかがえる。

さらに、申立期間において当該事業所の健康保険整理番号に欠番は無く、 申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が新たに払い出された形跡もうか がえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月15日から54年10月1日まで 申立期間当時はA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思う。 同期間については国民年金の加入記録も残っていないが、自分は国民年 金に加入すべきときは加入し、保険料を納付してきた自負があり、なお さら合点がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であっ たことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時においてA社に勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容及び複数の元同僚の証言により推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和 50 年 12 月 9 日に適用事業所となっていることが確認できる上、同事業所は既に解散し、人事関係書類は残っておらず、申立人の同事業所における雇用保険の加入記録も無いことから、勤務した期間を確認することはできない。

また、当該事業所で総務経理業務を担当していた元同僚は「自分が社会保険手続を担当するようになってからは、正社員は全員、厚生年金保険に加入させていたが、申立人については既に亡くなった前任者でないと詳しい事情は分からない。ただ、申立人については、社長直属の部門に所属し、一般の社員とは違う仕事をしていたから、正社員でなかった可能性もあると思う。」と証言している上、オンライン記録によると、申立人と同様に社長直属の部門に所属し、申立人と同様の仕事をしていたとする者の厚生年金保険の加入記録は見当たらず、同事業所の事業所別被保険者名簿の健康保険番号に欠番も無いことから、厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、B市の記録によると、申立人は、昭和 49 年5月9日に国民健

康保険に加入し、同日以降、申立期間を含め平成15年12月7日まで継続して国民健康保険の被保険者であったことが確認できる上、昭和54年10月1日に国民年金に加入しており、本来は強制加入被保険者とすべきところ、任意加入被保険者とされていることから、同市は同時点において、申立人を国民年金の任意未加入者として把握していたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。